

令和8年度「おおさかCFPプロジェクト」による CFP露出の“場”の拡大事業 仕様書

1. 事業名

令和8年度「おおさかCFPプロジェクト」によるCFP露出の“場”の拡大事業

2. 目的及び事業概要

大阪府がめざす脱炭素社会の実現に向けては、府民1人ひとりが脱炭素を意識したライフスタイルに移行することが重要である。とりわけ、消費者の日々の消費行動は身近な選択行動であるため、脱炭素に寄与する商品・サービスの選択を促すことが必要不可欠である。

そのためには、より多くの事業者が商品・サービスの温室効果ガス排出量を見える化し、消費者である府民の生活の中で、カーボンフットプリント(以下「CFP」という。)が表示された商品・サービスが店舗等で多く陳列され、脱炭素に寄与する商品・サービスを選択できる環境の創出が重要である。

現在、CFPの表示は徐々に広がっているものの社会浸透が十分ではないため、大規模なCFP表示のキャンペーン展開やCFP表示を実施する新たな店舗等の拡大に向けた支援、府民においてCFP表示商品・サービスの選択促進につながる具体的な方策の検討、CFP表示に関する情報発信の強化等が必要である。

府では、令和6年6月に「おおさかCFPプロジェクト※」を開始し、スーパー・直売所・CFP算定事業者等と連携し、府内の店舗やイベントで商品・サービスへのCFP表示を展開し、規模拡大を図っている。また、令和7年度には「どこや さがそや 脱炭素」のロゴを活用した新たな表示キャンペーンやSNSの展開等を実施している。

本事業では、「おおさかCFPプロジェクト」の一環として、集客が見込まれる小売・飲食店舗やイベント等でのCFP露出の“場”をさらに拡大することにより、府民が買い物や飲食などの日々の消費行動のなかでCFPに触れる機会を増やし、CFPの認知拡大と脱炭素消費行動の促進を図るとともに、事業者の自発的な算定表示の取組の機運を醸成し、広くCFP表示が浸透する社会の構築をめざす。

※ おおさかCFPプロジェクト

府内全域でのCFP表示に向け、農業者、小売事業者、CFP算定事業者、金融機関等、幅広い業種の参加を募り、府内での小売商品等へのCFP表示の展開や、CFPに関する情報発信・普及啓発・理解促進を実施する取組のこと。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/cfp/cfp_project.html)

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日(金)まで

4. 委託上限額

17,325,000円(税込)

※本事業を実施するすべての経費を含む。

5. 事業内容

本事業で実施する業務は、次の（１）から（４）までとする。

また、事業の実施にあたっては発注者である大阪府と十分に調整をすること。

なお、本事業は公募型プロポーザル方式で事業者を選定していることから、「5. 事業内容」に記載の事項に加え、以下の「提案を求める内容」を踏まえて提案された内容も含めて各業務を遂行すること。

（１）民間事業者と連携した CFP 表示のキャンペーン展開

ア. CFP 表示事例の拡大

CFP 表示商品・サービスが府民の目に留まる機会を増やすために、民間事業者と連携し、CFP 表示商品・サービスの新たな表示事例を展開すること。具体的な内容は、以下のとおりとする。

- ・府民を対象とした CFP 表示商品・サービスの取組を 2 事例以上実施すること。
- ・各事例の内容は過年度を含めて可能な限り重複を避け、府内において新たな CFP 表示事例となるよう留意すること。また、年齢その他多様な層にアプローチする等、多くの府民への波及を念頭に置いたものとする。
- ・連携する民間事業者に対しては、おおさか CFP プロジェクトへの参画を働きかけること。
- ・各事例は原則 1 ヶ月以上継続して実施するとともに、CFP 表示に伴う効果把握を行うこと。
- ・各事例にて表示する CFP については、大阪版 CFP 又は温室効果ガス排出量の削減実績量を見える化した表示（カーボンフットプリント表示ガイド（経済産業省・環境省、2025 年 2 月）※等を参考にしたもの）とすること。

※ 過年度の事例

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/cfp/cfp_project/dokoyasagasoya.html

※ カーボンフットプリント表示ガイド 等

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/cfp_calculation.html

（新たな CFP 表示事例の例）

- ・複数店舗・箇所で実施する等広域的な CFP 表示の実施
- ・今後の経済活動の中心となる若者世代との協働による取組の実施
- ・その他民間事業者と連携し、多くの府民が CFP 表示商品・サービスに触れることができる取組等の実施

イ. CFP 表示への理解促進に向けた普及啓発キャンペーンの実施

ア. の新たな CFP 表示を実施する事業者やおおさか CFP プロジェクト参加事業者等の協力を得て、府民向けに普及啓発キャンペーンを実施することで、CFP 表示への理解促進を図ること。具体的な内容は、以下のとおりとする。

- ・年齢その他多様な層にアプローチする等、多くの府民への波及を念頭においた普及啓発キャンペーンに関する企画立案及び広報物を作成し、おおさか CFP プロジェクトの公式 SNS（※）等を

活用して情報発信を行うこと。

- ・普及啓発キャンペーンは最低1ヵ月以上の期間実施することとし、多くの府民に参加いただけるよう景品の配布などインセンティブが働くような企画とすること。
- ・広報物の作成にあたっては、令和7年度の本事業で作成した広報物（「どこや さがそや 脱炭素」のロゴ等）と整合が取れるように留意すること。
- ・おおさかCFPプロジェクトの周知等を目的として、可能な限り普及啓発キャンペーンの実施期間中に府内の店舗での周知又はイベントへのブース出展等の啓発を1回以上実施し、府民向けにCFP表示商品・サービス等の周知や取組意義、キャンペーンの広報等を実施すること。
- ・キャンペーン実施後、啓発効果のとりまとめを実施すること。

※ おおさか CFP プロジェクトの公式 SNS

公式X(旧Twitter) https://x.com/osaka_cfp

公式Instagram https://www.instagram.com/osaka_cfp/

※ 令和7年度事業で作成した広報物

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/cfp/cfp_project/dokoyasagasoya.html

（提案を求める内容）

- ① ア. CFP 表示事例の拡大に向けた企画概要（課題・ねらい、連携事業者、CFP 算定・表示を行う商品等の種類、ターゲットとする府民の属性・規模・展開方法、効果把握の方法、展開イメージ図、周知啓発の方法及び実施スケジュール等）を2事例以上、提案すること。
 - ・課題・ねらい、CFP 算定・表示を行う商品等の種類が明確であり、可能な限り新たな事例・アプローチになっていること。
- ② イ. 普及啓発キャンペーンの企画概要（協力事業者、ターゲットとする府民の属性に応じた規模・展開方法、店頭又はイベント等での啓発の実施方法、効果把握の方法、展開イメージ図、周知啓発の方法及び実施スケジュール等）を提案すること。
 - ・より多くの府民に CFP 等を広められるように、府民の属性に応じて明確なターゲットを設定しており、効果的に行動変容を促すことができる企画内容・周知啓発方法となっていること。
- ③ ア・イについて連携予定の事業者名、実施体制及び役割分担をそれぞれ提案すること。
 - ・連携予定の事業者名及び各事業者との役割分担が明確になっており、実効性が担保されていること
 - ・キャンペーン実施にあたって十分な実施体制となっていること。

（2）CFP表示の商品・サービスの選択促進方策の検討

CFP表示の商品・サービスの社会浸透に向けては、（1）のようなCFP表示事例の拡大に加え、府民においてCFP表示の認知が広がること、脱炭素に貢献することが理解されること、さらには日々の消費行動の中で脱炭素に寄与する商品・サービスの選択を促す仕組みづくり等を通じて、一人ひとりが実際の消費行動を変えることが必要である。しかし、幅広く実施するアンケート調査のみでは

年齢や環境への関心等の属性ごとに効果的な手法を把握することが難しい。

このため、年齢その他多様な属性の調査対象者（大阪府民（在住・在勤）・100名以上）を確保し、CFP表示の認知向上や購買行動への影響を与える要因やインサイト等が把握できるように、調査手法を設計し調査すること。

調査結果は、属性ごとにCFP認知・理解・選択等の各段階における特徴等を分析し、今後の行動変容につながる効果的な手法等を取りまとめること。

なお、調査対象者の確保にあたっては、（1）のキャンペーンへの参加者等を対象に含めてもよい。

（調査手法の例）

- ・ 調査対象者を継続的に調査し、CFP商品・サービスに係る認知や利用頻度を把握するとともに、その動機等を把握する（追跡調査）。
- ・ 調査対象者の属性ごとに実際の商品・店舗等を活用してCFP表示選択の拡大などをテーマに意見交換を実施（グループインタビュー）。
- ・ 属性ごとに調査員と対象者が1対1で深く話し合い、CFP商品・サービスに対する個人の意見や経験について深く掘り下げるインタビューを実施（深層面接法）。

（提案を求める内容）

具体的な調査手法の概要（手法、ターゲットとする府民の属性・人数、実施手順及びスケジュール、調査によって得られる成果等）を提案すること。

（3）CFP算定商品・サービスや展開場所に関する情報発信

多くの府民が日常生活において脱炭素消費行動を選択できるよう、効果的な情報発信や普及啓発を行うこと。具体的な内容は、以下のとおりとする。

ア. 事業者向けCFP促進ツール等を活用した働きかけ

- ・ 令和7年度に作成した事業者向けCFP促進ツールを用いて、民間事業者等5事業者程度にCFP算定・表示やおおさかCFPプロジェクトへの参画の働きかけを実施すること。働きかけの中で得られた事業者からの意見を踏まえて、必要に応じてツールの更新を行うこと。

※事業者向けCFP促進ツール

民間事業者のCFP導入における先行事例と効果等（CFP表示による効果や、担当者・お客様の声等）をまとめたパンフレット形式ツール

イ. CFP表示場所のマッピング

- ・ 令和7年度に作成したデジタルマップを活用して、必要な情報を更新して公開すること。
- ・ マップへの掲載に関する各店舗やイベント主催者等への確認等は受注者で行うこと。
- ・ CFP表示の店舗・箇所及びCFP表示を行うイベントの変動に応じて更新作業等を実施すること。

- ・事業終了後も府民への情報発信のツールとして継続して利用することを想定しているため、大阪府と十分に調整し、府職員が経費をかけずに無理なく運用できる形式・手法を選択すること。
- ・マッピングの制作に併せてホームページを新たに構築する場合は必要なレンタルサーバー等を調達し対応するとともに、SSLサーバ証明書を取得するなどセキュリティに配慮すること。ホームページを作成する場合は、令和7年度の本事業で作成した広報物（「どこや さがそや 脱炭素」のロゴ等）と整合が取れるように留意すること。
- ・ホームページのドメインは、原則、大阪府のサブドメイン「〇〇〇〇.pref.osaka.jp」を使用すること。サブドメイン名は府との協議の上で決定すること。

※ 令和7年度に作成したデジタルマップ

（掲載内容）CFP表示を実施している店舗・箇所

CFP表示・啓発を行うイベントで府及び受注者が把握しているもの等

（現行のマッピング公開URL）

https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1bFVvRviJ_D33_L3bb1ucFvGbg32B1q0&femb=1&ll=34.62753163996446%2C135.40268043982624&z=10

ウ. その他おおさかCFPプロジェクトの展開に係る情報発信、周知啓発

- ・大阪府が運用しているX（旧Twitter）及びInstagramのアカウント「おおさかカーボンフットプリントプロジェクト@大阪府」（@osaka_cfp）を使用して、情報発信及び周知啓発を行うこと。
- ・X及びInstagramでのポストは1週間に1回程度の発信を行うこと。
- ・上記のほか、府の依頼による発信等SNSの運用を行うことがある。

（提案を求める内容）

- ① 事業者向け CFP 促進ツールを活用して CFP 算定・表示の働きかけを行う想定業種及びスケジュール等を提案すること。
- ② デジタルマップの更新に係る情報収集及び更新頻度のスケジュール等を提案すること。
- ③ 情報発信・周知啓発の実施にあたり、創意工夫する事項及び発信スケジュールを提案すること。

（4）府民向けの CFP 表示商品・サービス提供に係る課題解決の支援

府民向けのCFP表示商品・サービスの提供についての興味・関心はあるがまだ取り組めておらず、消費者を直接対象としている小売・飲食等の民間事業者の取組を後押しするため、業種が異なる波及効果の高い2事業者程度を確保し、各事業者におけるCFP表示に係る現状と課題を調査・整理した上、複数の課題解決に向けた支援策を実施すること。支援にあたっては、助言にとどまらず、課題に応じて必要な資料・ツール等を作成すること。

実施した支援策について効果検証を行うとともに、他の事業者にも次年度以降に水平展開できるよう、作成した資料・ツール等については必要に応じ改善し、支援事例のとりまとめを行うこと。

(府が想定する課題の例)

- ・社内及び店舗現場スタッフの理解不足
- ・商品・サービス等へのCFP算定・表示の手順が不明瞭
- ・店内のCFP表示商品等を活用した消費者向けのコンテンツ不足
- ・CFP表示やイベント実施による売上効果が不明瞭

(提案を求める内容)

- ① 支援予定の事業者ごとに、課題整理と支援内容（ねらい、支援予定の事業者の候補、想定される複数の課題に対する支援内容、実施スケジュール、効果検証、とりまとめイメージ等）を提案すること。
- ② 支援予定の事業者と受注者との実施体制及び役割分担をそれぞれ提案すること。

6. 業務進行予定の作成

「5. 事業内容」にかかる業務について、業務委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。事業全体のスケジュール及び上記5. (1) から (4) の業務ごとのスケジュールを表形式で示したものを作成し、業務実施計画書に添付すること。

7. 本事業にかかる一般原則

(1) 関係者との連絡・調整

本事業は、本仕様書に従い、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業の実施に必要な関係者との調整は受注者において行うこと。

(2) 物品等の購入について

事業に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針（令和7年4月改定）に適合するものとする。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

(3) 著作権及び使用料について

- ・「5. 事業内容」に含まれる著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、大阪府がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、使用料等が別途発生しないようにすること。
- ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても大阪府がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

- ・成果物については、大阪府及び大阪府から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 本事業にかかる個人情報保護義務

「5. 事業内容」の実施においては、事業者に関する情報など事業上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。

(5) その他

- ・事業遂行にあたっては常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・事業内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。また、本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、事業を遂行すること。
- ・別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席すること。
- ・スケジュールの進捗確認は、随時、確認可能な事業体制とすること。
- ・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ・契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

8. 提出物

受注者は、契約書に定める提出物及び事業の成果品（ホームページ・SNS 等で使用した素材やデータ含む）等について、提出形態は電子データで、提出先のメールアドレス宛にメールにて提出することとする。なお、提出部数は各 1 部とする。

	提出物	提出期限	提出先
1	業務責任者及び個人情報の取扱いに係る作業責任者の設定・変更報告	設定・変更時	大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階 電子メールアドレス： eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp
2	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内	
3	事業結果報告書 (5 で実施した事業結果を含む)	事業完了後 20 日以内又は令和 9 年 3 月 26 日のいずれか早い日まで	
4	その他、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除	必要に応じて随時	

9. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、大阪府と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

- ア 事業の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者に再委託又は再々委託（以下「再委託等」という。）の必要が生じた場合は、発注者は受注者に、再委託等の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託等の金額、業務内容、期間、理由について書面により提出させるものとする。
- (2) 受注者から(1)の書面の提出があった場合、発注者は、2に基づき審査の上、承認又は不承認を決定し、受注者に通知する。
- (3) (2)の受注者への通知においては、「受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと」の条件を付するものとする。但し、契約書等に当該条件を明示している場合は省略することができる。
- (4) 発注者は再委託等の状況について確認する必要がある場合は、受注者に対し随時報告を求めるものとする。

10. 実施状況の報告

大阪府から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

11. 委託事業の運営

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。